

サービス利用規約

本規約は、合同会社東京オペラシティメディカルサービス（以下「当社」といいます。）が、本サービス（第2条で定義します。）を提供するに際して、その利用者（以下「契約者」といいます。）との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めるものです。

当社と契約者との間において、本規約は本契約の内容になります。

本サービスの提供は、契約者が、本規約の全文を確認し、かつ、本契約の締結手続（第3条）を含むそのすべての適用に同意したことを前提条件とします。このような同意がない限り、契約者は本サービスを利用できません。本サービスを利用したとき、契約者は本規約の全文を確認し、かつ、そのすべての適用に同意したものとみなします。

第1条（目的及び適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社と契約者との間の権利義務関係の設定を目的とし、当社と契約者との間の本サービスの利用に関する一切の關係に適用されます。

第2条（定義）

本規約では、次の各用語は、次の意味を有します。

用語	意味
当社関係者	当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社及び取引提携先
ユーザー	契約者によって正当にアクセス情報を付与された契約者の役員、従業員（派遣社員を含みます。）その他の構成員
本契約	本規約の規定に基づき、当社と契約者との間で成立する本サービスの利用に関する契約
本サービス	当社が、契約者に対し、本契約締結の時点で Dental. DX の名称で提供するパーソナライズド動画送信に関するサービス（本サービスが利用する第三者のサービス及び連携サービスを含みます。）
アクセス情報	契約者又はユーザーが、本サービスを利用する際の認証に用いる ID、パスワードその他の情報
データ	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方法で創出される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）に記録された情報
契約者データ	本サービスの利用に際し又は関連して、契約者が自身のコンソール上に登録したデータ
当社環境	当社が、契約者に対し、本サービスを提供するためのコンピュータ、電気通信設備その他のハードウェア及びソフトウェア（第三者から借り受け、

	又は第三者から利用のための提供を受けているものを含みます。)
契約者環境	契約者が、本サービスを利用するためのコンピュータ、電気通信回線、電気通信設備その他のハードウェア及びソフトウェア（第三者から借り受け、又は第三者から利用のための提供を受けているものを含みます。)
連携サービス	本サービスの利用に関連して契約者が利用する、第三者が提供するサービス
知的財産	発明、考案、意匠及び著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含みます。）、商標並びに営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）並びに商標その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含みます。）
免責事由	次の各号のいずれかに該当する事由 (1) 天災地変（地震、台風、津波を含む。） (2) 戦争 (3) 暴動、内乱、テロリズム (4) 停電 (5) 法令の制定・改廃 (6) 連携サービスの仕様変更等（本サービスの提供に影響を与える一切の変更等を含みます。）又はサービス提供の停止若しくは中止 (7) その他当社の責めに帰すことができない事由
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者
法令	法律、政令、規則、基準及びガイドライン

第 3 条（本契約の締結）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、当社所定の申込フォームに当社所定の事項を記載して送信する方法により、当社に対し、本契約の締結を申し込みます。
- 2 申込者は、当社に対し、申込みの時点で、次の各号の事項が真実であることを表明し保証します。
 - (1) 申込者が、本契約を締結する正当な権限を有すること

- (2) 申込者が、本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意したこと
 - (3) 申込者が、当社に対し、本サービスの利用の申込みの可否の検討に影響を与え得る重要な事実をすべて開示したこと
 - (4) 申込フォームの記載内容その他申込者から当社に対し、開示された事項がいずれも真実であること
 - (5) 申込者が、本サービスを、申込者の業務のために利用することを目的として申し込むこと
 - (6) 申込者が、過去に、本サービスの利用に関し、当社との間の契約に違反した者でないこと
 - (7) 申込者が、反社会的勢力に該当する者又は関与する者（第 29 条第 1 項各号）でないこと
- 3 次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、申込者による第 1 項の申込みを承諾しないことができます。当社は、申込者に対し、その申込みを承諾しない理由を開示する義務を負いません。
- (1) 前項の表明保証に違反するおそれ、又は現実の違反があるとき
 - (2) その他申込者による本サービスの利用が適当でないとき当社が判断するとき
- 4 本契約は、当社が、申込者に対し、第 1 項の申込みについて、承諾の意思表示を通知したときに成立します。
- 5 申込みの到達後、5 営業日以内に、当社が申込者に対し、その申込みの承諾の有無を通知しないときは、その申込みは承諾されなかったものとみなします。
- 6 当社は、本契約が成立し、第 7 条に基づく契約者による初期費用の支払いが確認できた後に、契約者に対し、契約者専用の URL を 通知するものとします。
- 7 契約者は、第 7 条の初期費用の支払いを行った日の属する月の翌月 1 日から、本サービスの利用を開始できるものとします（以下「利用開始日」といいます。）。ただし、初期費用の支払いが当月最終営業日の 3 営業日前の日の午後 3 時以降に行われた場合は、利用開始日を翌々月 1 日とします。
- 8 当社は、申込者について、次の各号の事項に起因又は関連して生じた損害の一切について、責任を負いません。
- (1) 申込みに対する承諾の有無の通知の留保
 - (2) 申込みへの不承諾

第 4 条（本規約の変更）

- 1 当社は、本契約の目的に反しない範囲で、その裁量により、本規約をいつでも変更できます。本規約が、民法 548 条の 2 以下の規定の適用を受けるとき、その変更は、同法 548 条の 4 の規定を根拠とします。
- 2 当社は、前項に基づき本規約を変更するとき、契約者に対し、次の各号の事項を通知し

ます。

- (1) 本規約を変更する旨
 - (2) 変更後の本規約の内容
 - (3) 変更の効力発生日
- 3 本規約の変更が、本サービス利用者の一般の利益に適合しないとき、当社は、前項第3号の効力発生日の到来前までに、契約者に対し、前項各号の事項を通知します。
- 4 契約者は、次の各号のいずれかに該当するとき、変更後の本規約の適用に同意したものとみなします。
- (1) 第2項の通知を受けた後に、本サービスを利用したとき
 - (2) 当社が、解除期間を定めて、契約者による解除を認めた場合に、その期間内に本契約を解除しなかったとき

第5条（本サービスの提供）

- 1 本サービスの詳細は、当社ウェブサイト記載のとおりとします。
- 2 当社は、契約者に対し、本サービスを、本規約及び適用法令を遵守して提供します。
- 3 本サービスの提供区域は、日本国内に限ります。
- 4 当社は、本サービスの提供及びそれに関連する業務の全部又は一部を、当社関係者その他第三者に対し、委託できます。

第6条（不保証）

当社は、本サービス、本サービスに付随するサービス、又はこれらに関連する事項について、明示又は黙示の別を問わず、利用者の特定の目的への適合、又は他者の権利の非侵害を含む一切の保証をしません。

第7条（利用料金及び支払方法など）

- 1 本サービスの利用料金は、当社ウェブサイト記載のとおりとします。
- 2 契約者は、当社に対し、本サービスの利用の対価として、当社指定の方法により、利用料金及び適用される税を支払います。契約者は、振込手数料その他支払いに要する費用のすべてを負担します。
- 3 契約者は、その原因を問わず、本サービスを現実に利用しなかったことを理由に、利用料金の支払いを拒むことはできません。
- 4 契約者が支払期日までに利用料金を支払わないとき、契約者は、当社に対し、年14.6%の遅延損害金を支払います。
- 5 当社は、いかなる場合であっても、契約者が当社に対し支払った利用料金の返還義務を負いません。本契約は、契約者が自己の営業のために締結するものであり、特定商取引に関する法律に定めるクーリングオフ等は適用されません。

6 契約者は、本サービスを利用するために必要な一切の費用（連携サービスの利用料を含みます。）を負担するものとします。

第8条（当社環境の更新）

当社は、その裁量により、契約者に対する事前の通知なく、いつでも、セキュリティ強化、並びに本サービスの機能追加、品質維持及び品質向上のために、当社環境を点検、保守、工事及び更新（以下、これらを総称して「更新」といいます。）することができます。

第9条（本サービスの変更）

- 1 当社は、その裁量により、契約者に対する事前の通知なく、いつでも、本サービスの機能追加、品質維持及び品質向上を目的として、本サービスの全部又は一部を変更することができます。
- 2 当社は、本サービスの変更により、変更前と同等の機能及びサービス内容が維持されることを保証しません。

第10条（本サービスの提供停止）

- 1 当社は、その裁量により、いつでも、その理由を問わず、本サービスの全部若しくは一部の提供を停止できます。この場合、当社は、契約者に対し、本サービスの提供を停止する旨を、提供停止の30日前までに、通知します。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、契約者に対する事前の通知なく、ただちに本サービスの全部又は一部の提供を停止できます。
 - (1) 当社環境又は利用者環境に異常、滅失、毀損、不備などがあるとき
 - (2) 本サービスの全部又は一部の提供の停止が法令遵守のため必要なとき
 - (3) 契約者又は第三者の生命、身体又は財産保護のために必要なとき
 - (4) 免責事由により本サービスの全部又は一部の提供が困難なとき
 - (5) 本サービスが利用する第三者のサービスの提供が停止したとき
 - (6) 契約者が本規約のいずれかの条項に違反したとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (7) その他、当社が、本サービスの全部又は一部の提供の停止が必要と判断したとき

第11条（本サービスの提供の終了）

当社は、その裁量により、いつでも、その理由を問わず、本サービスの全部又は一部の提供を終了できます。この場合、当社は、契約者に対し、本サービスの提供を終了する旨を、終了日の60日前までに、通知します。

第12条（契約者環境）

契約者は、自己の費用と責任で、契約者環境を用意し、当社環境に接続します。

第13条（連携サービスの利用）

- 1 契約者は、連携サービスを利用する際に、本規約に加えて、そのサービス提供者の利用規約その他契約条項を遵守します。
- 2 連携サービスの提供者の利用規約その他契約条項と本規約の規定との間に矛盾又は抵触があるとき、当社と契約者との間では、本規約の内容が優先します。
- 3 契約者は、本サービスに関し、利用中の連携サービスを別の連携サービスに変更すること（以下「連携移行」といいます。）を希望する場合、当社に通知するものとします。連携移行の際、原則として契約者データを引き継ぐことはできません。契約者は、第20条第3項と同様に、連携移行前の契約者データを利用することができなくなります。また、連携移行の際、契約者に移行手数料を負担していただく場合があります。

第14条（ユーザー管理）

- 1 契約者はユーザーに対し、本サービスの利用について、本規約の内容を周知徹底し、本規約における契約者の義務と少なくとも同水準の義務を遵守させます。
- 2 本サービスの利用に関するユーザーの行為は契約者による行為とみなし、契約者は当社に対してその一切の責任を負います。

第15条（アクセス管理）

- 1 契約者は、第三者（ユーザー及び当社関係者を除きます。以下、本条において同じ。）に本サービスを利用させてはなりません。
- 2 契約者は、自らに付与されたアクセス情報について、次の各号の義務を負います。
 - (1) 第三者に開示又は漏えいしないこと
 - (2) パスワードの設定、暗号化又はアクセス制限など、その秘密性を保持するための合理的な措置を講じること
- 3 契約者は、アクセス情報を第三者に開示若しくは漏えいしたとき、又はそのおそれが生じたときは、当社に対し、その旨をただちに通知します。
- 4 契約者に付与されたアクセス情報を用いた本サービスへのアクセスがあったとき、当社は、そのアクセスを、契約者によるアクセスとみなすことができ、契約者は、当社に対し、そのアクセスにより当社に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）がある場合、そのすべてを補償し、賠償します。

第16条（アクセス禁止）

- 1 契約者は、当社の管理領域のうち、本契約に基づき正当な権限を付与された領域以外にアクセスしてはならず、かつ、これを試みてはなりません。

2 契約者は、前項に該当する、又はそのおそれがあるとき、当社に対し、その旨をただちに通知します。

第17条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして、次の各号のいずれかに該当する、又はそのおそれがある行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反すること
- (2) 公序良俗に反すること
- (3) 第三者の権利を侵害すること
- (4) 本サービスについて、次の各行為をすること
 - ① 本サービスを、自らの業務目的以外に使用又は利用すること
 - ② 当社又は第三者に不利益、損害、不快感を与えること
 - ③ 本サービスに関する情報、音声、動画及び画像などを、当社の許可なく、他社ウェブサイト及びSNSなどに掲載すること
 - ④ 本サービスのネットワーク又はシステムなどに過度な負荷をかけること
 - ⑤ その他本サービスの運営を妨害すること
- (5) 本サービスを構成し、又は付属する有形及び無形の構成物（契約者設備を含みます。）について、次の各行為をすること
 - ① 不正アクセス、クラッキングその他その使用又は利用に支障を与えること
 - ② 解析、リバースエンジニアリング、その他ソースコードを取得すること
 - ③ その全部又は一部を他のソフトウェアに組み込むこと
 - ④ 不正なデータ又は命令を入力すること
- (6) 前各号に準ずる行為と当社が判断する行為をすること
- (7) その他当社が不適切と判断する行為をすること

第18条（秘密保持）

- 1 契約者は、本サービスに関連して当社から開示され又は知り得た当社の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、当社の事前の書面による承諾がない限り、本契約遂行以外の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはなりません。ただし、法令に基づき行政官庁又は裁判所から開示を求められた秘密情報については、必要最小限の範囲で開示することができます。
- 2 前項にかかわらず、次の各号の情報は秘密情報に含まないものとします。
 - (1) 受領の時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 受領後に受領者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 受領の時点で受領者が既に保有していた情報
 - (4) 受領後に契約者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を自ら負うことな

く開示された情報

(5) 契約者が秘密情報によることなく独自に開発した情報

3 本条の義務は、本契約終了後1年間存続します。

第19条（利用状況データの利用）

1 当社は、本サービスの提供の過程で、契約者による本サービスの利用に関し、次の各号の情報（以下「利用状況データ」といいます。ただし、契約者データに該当するものは除きます。）を取得することができるものとします。

(1) 契約者が生成した動画の本数、種類、動画の送信先による再生数等の情報

(2) 契約者による利用頻度、当社環境への負荷等の情報

(3) 契約者が生成した動画内の URL へのアクセス数等の情報

(4) その他契約者による本サービスの利用状況に関する一切の情報

2 当社は、契約期間中及びその終了後も、利用状況データを次の目的で利用できます。

(1) 本サービスの追加的機能の開発

(2) 本サービスの機能の品質維持及び改良

(3) 利用料金等の請求に関する一切の事務

(4) 統計の取得又はその公表

第20条（契約者データの管理）

1 契約者データは、すべて契約者に帰属します。契約者は、当社環境に保存した契約者データを、自らの責任でバックアップします。契約者は、契約者データを登録、保存、使用、又は送信等することにより、第三者の権利を侵害しないこと、及び法令若しくは本規約に違反しないことを表明し保証します。

2 当社は、契約者データについて、管理、検証その他の使用を行いません。

3 本契約終了後、契約者は本サービスを利用することができなくなります。当社は、本契約が終了した時点で契約者データを消去でき、契約者に対し、契約者データをアクセス可能又は使用若しくは利用可能にする義務を負いません。

4 本契約終了後、当社の手続が完了するまでの間、契約者が本サービスを事実上利用できる場合がありますが、これは本契約終了後の契約者による本サービスの利用を保証するものではありません。また、この期間に契約者が本サービスを利用した場合、第7条に基づき利用料金が発生します。

5 当社は、法令に反するその他当社が不適切であると判断した契約者データを、契約者への事前の通知なく、ただちに消去できます。

第21条（個人情報）

1 当社は、個人情報（本サービスの申込み又は利用に際し、契約者が当社に提供する住所、

電話番号、代表者氏名、メールアドレス等の情報を含みます。以下、本条において同じ。）
について、当社プライバシーポリシーに従い、これを取り扱います。

2 本サービスの利用にあたって、契約者から当社に提供された情報に個人情報が含まれるとき、契約者は当社に対し、その旨を明示し、かつ、次の各号の事実のすべてが、正確かつ真実であることを表明し保証します。

(1) 契約者が当該個人情報の取得及び当社への提供について、個人情報保護法その他適用法令のもと、正当な権限を有していること

(2) 契約者が個人情報保護法その他適用法令を遵守していること（個人情報保護法上必要な本人からの同意の取得を含みます。）

3 契約者は、自らの費用と責任で、個人情報保護法その他適用法令の遵守に必要な手続の一切を行います。

第22条（知的財産権）

1 本サービスを構成し、又は付属する有形及び無形の構成物（ソフトウェア、データ、画像、動画、テキスト、デモ及びユーザーマニュアルなどのコンテンツ）の知的財産権は、すべて当社及び当社が使用又は利用許諾を受けている第三者に帰属します。

2 本契約に基づく本サービスの使用又は利用許諾は、契約者に対する前項の構成物の知的財産権の譲渡又は本サービスの利用に必要な範囲を超えた利用許諾を意味しません。

第23条（当社成果の取扱い）

1 当社が、利用状況データを用いて作出した成果及びデータ（以下「当社成果」といいます。）に関する知的財産権の一切は、当社に帰属します。

2 当社は、当社成果を、何ら制限なく自由に利用できます。

3 当社は、当社成果を、契約者に対して開示する義務を負いません。

第24条（補償）

1 契約者は、次の各号のいずれかに該当するとき、自己の責任と負担で、当社及び当社関係者を保護し、その被った損害（合理的な弁護士費用を含みます。）のすべてを補償し、賠償します。

(1) 本サービスの利用に起因又は関連して、契約者が第三者の権利又は利益を侵害したことなどを理由として、当社又は当社関係者に対し、第三者からクレーム又は請求などがなされたとき

(2) 契約者がその重大性を問わず、本契約の表明保証又は義務に違反したことにより当社に損害が発生したとき

2 契約者は、当社若しくは当社関係者が前項第1号のクレーム若しくは請求などを受けたとき、又は契約者が本契約の表明保証若しくは義務に違反したときは、当社の求めに応

じ、自らの費用と責任により、当社に必要な情報を提供するものとします。

第25条（免責及び責任制限）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに起因又は関連して、契約者、ユーザー、又は第三者が被った損害の責任を、請求原因のいかんにかかわらず、負いません。
 - (1) 本契約の終了
 - (2) 本サービスの提供、提供停止、提供終了又は変更
 - (3) 契約者データの消去
 - (4) 契約者による本契約の表明保証又は義務違反
 - (5) 免責事由を含む当社の責めに帰すことができない事由による本サービスの全部又は一部の使用又は利用不能
 - (6) その他本サービスに関連して生じた当社の責めに帰すべからざる事由
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が、契約者、ユーザー、又は第三者に対し、何らかの損害賠償責任を負うとき、その範囲及び額は、次の各号のとおりとします。
 - (1) 損害の範囲は、これらの者自身に生じた通常の影響に限られます。逸失利益を含む特別損害は、予見すべきであったか否かを問わず、損害の範囲に含まれません。
 - (2) 損害額は、第7条に基づき契約者が当社に対して現実に支払った初期費用の金額を上限とします。
- 3 前2項は、損害が当社の故意又は重過失のみによって生じたときには適用されません。

第26条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、利用開始日から1年間とします（以下「契約期間」といいます。）。
- 2 前項の規定にかかわらず、一方当事者が他方当事者に対し、契約期間の終期の30日前（ただし、終期が当社の営業日でないときは、その直前の営業日）までに、本契約を更新しない旨を通知しない限り、本契約は契約期間の満了日経過時に自動的に同一条件で1年間更新され、以後も同様とします。
- 3 前項の期限までに契約者による通知がなく本契約が自動更新される場合、更新前に契約者が第27条により本契約を解除するときであっても、第7条の利用料金（更新手数料）が発生します。

第27条（契約者による解除）

契約者は、契約期間中、当社所定の手続をとることにより、本契約の全部又は一部を解除できます。

第28条（当社による解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかの事由に該当するとき、事前の通知又は催告なく、

本契約の全部又は一部を解除できます。

- (1) 第三者から差押え、仮差押え、競売、破産、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始などの申立てを受けたとき、又は自ら破産手続、民事再生手続、特別清算若しくは会社更生手続の開始などの申立てをしたとき
- (2) 自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなるなど支払停止状態に至ったとき
- (3) 租税公課を滞納し督促を受け、又は租税債権の保全処分を受けたとき
- (4) 所轄官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分などを受けたとき
- (5) 解散、分割、事業譲渡又は合併の決議をし、本サービスの利用の必要がなくなったと当社が判断したとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して法令に違反する行為をしたとき
- (7) 当社からの問合せその他の回答を求める連絡に対し、30日以上応答がないとき
- (8) 契約者がその重大性を問わず、本契約上の表明保証又は義務に違反し、当社からの催告後14日を経過しても当該違反が是正されないとき
- (9) その他、当社が本契約の継続を適当でないと判断したとき

第29条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者は、当社に対し、次の各号の事実がすべて真実かつ正確であることを表明し保証します。
 - (1) 自らが反社会的勢力に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと
 - (3) 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していないこと
 - (5) 反社会的勢力に対し資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (6) その他、自らの役員など又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 2 当社は、契約者が前項各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。
- 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合には、契約者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しませんが、当社に損害が生じたときは、契約者はその損害を賠償するものとします。

第30条（期限の利益の喪失）

契約者は、第 28 条各号（第 8 号を除きます。）に該当した場合、又は本契約上の表明保証又は義務に違反した場合、当社に負担する一切の債務について、期限の利益を当然に喪失し、当社に対し、その債務をただちに弁済します。

第 3 1 条（相殺の禁止）

契約者は、契約者が当社に対して負う債務と、当社が契約者に対し本サービスに関連して負う債務とを相殺できません。

第 3 2 条（本契約終了の効果）

- 1 第 4 条（本規約の変更）、第 26 条（契約期間）、第 28 条（当社による解除）、及び第 29 条（反社会的勢力の排除）その他の規定に基づく本契約の終了の効果は、将来にわたってのみ生じるものとします。
- 2 本契約の解除は、解除をした当事者から、解除をされた当事者に対する法的責任の追及を妨げません。
- 3 本契約終了後も、本条及び次の各条項は当事者間で継続して効力を有します。ただし、個別の条項に期間の定めがある場合には、その期間に限り有効とします。

- ・ 第 3 条（本契約の締結）
- ・ 第 7 条（利用料金及び支払方法など）
- ・ 第 13 条（連携サービスの利用）
- ・ 第 14 条（ユーザー管理）
- ・ 第 18 条（秘密保持）
- ・ 第 19 条（利用状況データの利用）
- ・ 第 20 条（契約者データの管理）
- ・ 第 21 条（個人情報）
- ・ 第 22 条（知的財産権）
- ・ 第 23 条（当社成果の取扱い）
- ・ 第 24 条（補償）
- ・ 第 25 条（免責及び責任制限）
- ・ 第 29 条（反社会的勢力の排除）
- ・ 第 30 条（期限の利益の喪失）
- ・ 第 33 条（契約者による譲渡等）
- ・ 第 34 条（当社による譲渡等）
- ・ 第 35 条（準拠法）
- ・ 第 36 条（合意管轄）

第 3 3 条（契約者による譲渡等）

- 1 契約者は、当社の書面による事前承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部について、次の各号の事項を含む一切の処分（以下「処分」といいます。）をすることができません。
 - (1) 譲渡
 - (2) 承継（分割及び合併その他包括承継を含みます。）
 - (3) 担保目的の提供
- 2 本条に反する処分は効力を有しません。

第34条（当社による譲渡等）

当社は、本サービスに関する事業を、第三者に対して処分（事業譲渡、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。）するとき、併せて本契約上の地位、権利及び義務並びに契約者データその他一切の情報の全部又は一部を当該第三者に対して処分できるものとし、契約者は、かかる処分につき本条においてあらかじめ同意したものとします。

第35条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、解釈されます。

第36条（合意管轄）

本契約に起因し又は関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。